

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

JR東日本で働くすべての労働者の皆さんへ！

職場討議資料

JR連合「あるべき労働組合像・労使関係像」

JR連合は2月の中央委員会の民主化方針で、「あるべき労組像・労使関係像」の職場討議資料を提起し、今後、民主化機材として積極活用していくこととしました。この間、JR連合が取り組んできた被害者救済運動の成果により、JR総連運動の異常性が内外に明らかになりつつあります。JR東日本で働くすべての労働者の皆さん、ぜひこの職場討議資料を読んで、労働組合や労使関係のあるべき姿と一緒に考えましょう。JR東日本ユニオンは、このアイデンティティを目指しています。

わが国における労働組合の存在意義
労働組合が果たすべき役割
私たちが求める労使関係
あるべき労働組合・労使関係をJRに築くために

第11回 私たちが求める労使関係 その2

(3) 日本の労働組合の特性を活かした労使関係の育成・発展を求めなければならない

日本の労使関係が企業の発展を支えてきたことを認識し、これを育成・発展させるために労使が努力すべきである

- ・「労使協議制」はわが国の優れた制度であり、その充実と強化を求めていく
- ・企業の健全な発展を指向する労働組合が信頼関係に基づきチェック・提言機能を果たすという機能は他にない～労使双方がこの機能・役割を評価し育成すべきである
- ・一方で、企業内組合が正社員・企業内中心の活動に止まってきた弊害は反省し、運動の領域を拡大するとともに、企業もこれに応じて社会的責任を果たすべきである

(4) 「良質の緊張感のある関係」を持続しなければならない

労使が信頼関係を築いたうえで相互の立場を認め合い、癒着、迎合、偏向のない「良質の緊張感のある労使関係」を築かなければならない

- ・組合所属を理由とするあらゆる差別は許されない
- ・多数組合の側も自ら襟を正し、規律ある労使関係を保たなければならない
- ・規律ある職場づくり、安心して働ける職場の確保は企業の責務である。いかなる場合も多数組合の不正義を容認することがあってはならない
- ・組合側も民主的労働運動を通じて職場の実態把握や意見集約を行い、実効あるチェック・提言機能を発揮することで、企業に対する存在感を高める努力を怠ってはならない
- ・企業側の対応に誠意を欠き、労組として譲れない要求を実現すべき時などには、ストライキ権を確立し、交渉力の最終手段として位置づけることも必要である